

点検計画表の運用方法変更に係る連絡内容確認結果

●確認資料

* 要領類

- ア. 点検計画作成・運用手順書
- イ. 島根原子力発電所文書管理手順書

* 記録類

- ① 「点検計画表」策定・変更書（サンプル）
- ② 平成22年3月27日付け保修管理課長名通知（「点検計画表への実績の反映に関する運用の変更について（周知）」）
- ③ 上記通知の送信メール記録

●確認内容

- ・『点検計画作成・運用手順書』（以下、「『点検計画手順書』」という。）では、点検計画表変更の細かな作業手順までは定められておらず、それらは運用上の定め（例えば課長通知等による）であるとの説明を受けた。また、「手順書は要求レベルまでを規定したものであり、運用は課長判断」との補足説明を受けた。 【ア】
- ・変更前の運用方法（変更の連絡がない場合には点検が実施されたものとして実績管理する方法）で、計画と異なる対応（点検）をした場合の通知方法は、通知書（「点検計画表」策定・変更書）に変更箇所を示した点検計画表を添付し通知する方法であること過去の事例により確認した。 【①】
- ・今回の運用変更は『点検計画手順書』の改正をするまでの間に同様な不整合が再発することを防ぐための当面の措置であり、『点検計画手順書』の改正は今後行われるとの説明を受けた。 【②】
- ・『点検計画手順書』を改正し、周知する際の手順は『島根原子力発電所文書管理手順書』（以下「『文書管理手順書』」という。）で定められているが、今回の「運用変更」は『文書管理手順書』の適用対象外であることを確認した。 【イ】
- ・しかしながら、今回の運用変更では『点検計画手順書』を改正する場合の規定に準じて改正・周知が行われているとの説明を受けた。 【イ、②、③】

※周知方法は改正要旨、施行年月日等をメールで配信する方法。

※改正の承認者は保修管理課長。供覧は発電所長までなされていた。

- ・変更後の運用方法は、設備主管課から点検実績の連絡がない限り点検計画表の実績に反映されないしくみであると説明を受けた。 【②】
- ・運用方法を変更した後、点検計画表を変更した例はまだないと説明を受けた。 【口頭】